

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

平成29年2月17日

新潟市長 篠田 昭

1 入札に付する事項

(1) 品名	新潟市基幹系端末生体情報認証システム機器等一式
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(3) 契約の条項を示す場所	新潟市財務部契約課
(4) 入札日時・場所	平成29年3月2日 午後1時30分 新潟市役所分館4階 契約課入札室
(5) 履行期限・履行場所	平成29年3月28日 新潟市総務部IT推進課
(6) 入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
(7) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(8) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条の規定に該当する場合のほか、対象の入札参加資格者が少数で、競争性が確保できないと判断される場合は、入札を中止することがあります。
(9) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、前項の規定によるほか、抽選により入札者を決定するなどの場合があります。
(10) 契約保証金	新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。
(11) 予定価格	公表しません。

(12) 最低制限価格	設けません。
(13) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

2 入札参加資格の要件

- (1) 新潟市内に本店、支店または営業所があり、かつ、当該本支店等が本市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規程に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領での別表2の10（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

3 入札の参加手続

- (1) 一般競争入札参加申請書（別記様式第2号）を2部持参し、申請してください。
なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。
- (2) 提出先 新潟市財務部契約課物品契約係
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市役所分館4階
電話 025-226-2213
FAX 025-225-3500
- (3) 入札参加申請期限 平成29年2月28日
- (4) 受付期間 入札公告の日から入札参加申請期限の日の午前9時～午後5時
(土・日・祝日を除く)

4 質疑書の提出について

説明会を開催しませんので、質疑事項がある場合は、下記により、必ず質疑書を提出してください。提出は、入札参加資格要件を満たしている者に限ります。仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。

- ① 様式 別紙様式に準じて作成してください。
- ② 提出期限 平成29年2月24日 午後5時まで
- ③ 提出先 新潟市財務部契約課物品契約係
- ④ その他 電話での受付は一切しません。
FAX（025-225-3500）のみの受付となります。
回答は、個別にFAXするほか平成29年2月27日に入札控室に掲示します。

連絡用に返信用FAX番号を記入願います。

質疑書には、正確な番号及び品名を記入願います。

5 入札時の注意事項

- ① 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- ② 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- ③ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- ④ 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- ⑤ 入札に参加される人は、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- ⑥ 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を1回行います。

6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

別記様式第2号

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

(電話番号)

(FAX番号)

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品に関する一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）第5条第1項の規定により申請します。

記

公告年月日	平成29年2月17日
公告番号	新潟市公告第85号
品名	新潟市基幹系端末生体情報認証システム機器等一式

別紙様式

質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者)

(FAX番号)

- 1 公告番号 新潟市公告第85号
- 2 品 名 新潟市基幹系端末生体情報認証システム機器等一式

質 疑 事 項

--

新潟市基幹系端末
生体情報認証システム機器等一式調達仕様書

平成 29 年 2 月

新潟市総務部 IT 推進課

目 次

1	調達機器等の名称.....	1
2	納入場所.....	1
3	機器等の納入期限.....	1
4	調達目的.....	1
5	調達範囲.....	1
6	機器等の設置場所.....	1
7	作業要件.....	2
8	調達機器等の仕様.....	4
9	契約金額の支払.....	8
10	調達する機器等以外の納品物.....	8
11	機密保護.....	9
12	その他特記事項.....	9

新潟市基幹系端末生体情報認証システム機器等一式調達仕様書

1 調達機器等の名称

「新潟市基幹系端末生体情報認証システム機器等一式」

2 納入場所

新潟市総務部 IT 推進課が指定する場所

3 機器等の納入期限

平成 29 年 3 月 28 日

4 調達目的

平成27年12月25日付け、総務大臣より、総行情第77号「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」にて自治体情報システム強靱性の向上対策の一つとして、個人番号利用事務システム（既存住基、税、社会保障など）において、原則、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への二要素認証の導入等を図ることにより、住民（個人）情報の流出を徹底して防ぐよう全国の自治体に向けて通知されたことから、新潟市（以下、「本市」という。）における基幹系システム端末への二要素認証を導入するものである。

5 調達範囲

本市では、基幹系に使用する端末のログイン認証について、既存の ID・パスワード認証に加え、二要素目の認証方式に生体情報認証方式によるシステム（以下、「本システム」という。）を導入するものとし、当該システムを搭載する機器として、必要なハードウェア（サーバー機、ネットワーク機器等の付属品を含む）及びそれに関連したソフトウェア、基幹系端末へ接続する認証装置、システム構築作業及び初期ユーザー登録作業委託の調達を行う。

なお、ハードウェア（機器）及び関連ソフトウェアの詳細な仕様及び諸元は、「9 調達機器等の仕様」を参照すること。

6 機器等の設置場所

本契約で調達した機器等は、本市が指定する設置場所（以下、「機器等設置場所」という。）に搬入し、必要な設定作業を実施した後、使用する。

(1) 生体認証情報管理サーバー

設置期限	設置場所
平成 29 年 3 月 28 日まで	新潟市総務部 IT 推進課の指定する場所

(2) 生体情報認証装置

設置期限	設置場所
平成 29 年 3 月 28 日まで	別紙「生体認証装置接続端末一覧」に示すとおり

※ 事前にテストを行うときは必要な台数を IT 推進課に設置すること。

※ 設置場所ごとの生体認証装置接続端末台数は、別紙「生体認証装置接続端末一覧」に示す。

7 作業要件

本調達物品供給契約の締結をもって実施し、契約書上の物品納入者（以下、「受注者」という。）は、下記の業務を実施すること。なお、業務にあたっては、本市と協議・合意のうえ、実施すること。

(1) 作業計画書の作成

受注者は、契約締結後 10 日以内に、作業内容やスケジュールを示した作業計画書を本市へ提出すること。

(2) 機器等の納入作業

本市と協議の上、本仕様書「9 調達機器等の仕様」に示す機器等の条件にかなったハードウェア及びソフトウェアを選定し、本調達機器等を平成 29 年 3 月 28 日までに機器等設置場所に搬入すること。また、本調達機器等の設置に伴って必然的に必要になる物品（ケーブルや接続部品等）については、本仕様書の記載の有無に関わらず提供すること。なお、搬入等にかかる費用については乙が負担すること。

(3) システム構築作業

「表 9-1 調達機器一覧」に示す機器等及び物品のうち、生体認証情報管理サーバー等については、機器等のラック搭載作業、電源の配分作業、ケーブルの接続作業、ソフトウェアのインストール、ネットワーク機器の設定等を実施し、本システムの構築を行うこと。構築作業完了後、システム動作確認を実施し、「動作確認仕様書兼成績書」を本市に納入すること。なお、既存環境の設定変更については、本市が実施する。

(4) 生体認証装置の設置場所への搬入、取付け及び付帯作業

生体認証装置は、機器等設置場所の全ての基幹系端末に接続し、生体認証を行うためのセットアップ作業を行うこと。また、本市が指定する端末に対し、生体認証情報の登録に必要な機能のセットアップ作業を行うこと。

(5) 初期ユーザーの登録

平成 29 年 4 月 1 日（以下、「基準日」という。）現在でユーザー登録を必要とする本市職員の生体認証情報のデータ登録作業の支援を行うこと。

基準日以降の人事異動等により、ユーザーメンテナンスが必要となったときに備え、本市職員においてもユーザーの登録・修正・削除作業が実施できるよう「操作マニュアル」を整備し、操作マニュアルを用いて、本市の指定する職員に簡易的な操作説明を実施すること。

(6) 作業体制

ア 受注者の体制

受注者は、本契約の全責任を負う受注者における作業責任者として、統括責任者を置く。また、作業全体を十分に管理でき、知識・経験を有している者1人を選出すること。

イ 作業従事者

本契約の実務作業従事者として、統括責任者から指示される作業を確実に履行できる知識・経験を有している者を選出すること。

ウ 作業体制に関する留意事項

本市は、受注者の選任した統括責任者及び作業従事者が業務遂行上著しく不相当と認めるときは、その理由を明示して受注者に変更を求めることができる。

エ 作業従事者名簿の提出

受注者は、統括責任者及び作業従事者の氏名、連絡先等を明記した「作業従事者名簿」を作成し、本市へ書面にて提出し、承認を得ること。なお、作業従事者名簿に変更があった場合は、直ちに本市へ報告すること。

オ 再委託申請書の提出

受注者は、実施すべき作業のうち一部の作業について他社へ再委託にて行う必要がある場合は、本市へ事前に「再委託申請書」を提出し、本市の許可を受けること。

カ データセンター

受注者の統括責任者及び作業従事者が本市のデータセンターに立入る際は、本市の許可を受け、データセンターの入館手続きを行い、発行される入館許可証を着用し、本市職員同行の下に立入るものとする。

キ 養生等

搬入、搬出の際、養生の必要がある場合は、受注者によって行うこと。撤去、搬入、搬出等の各種作業による諸設備の破損等については、受注者の負担と責任において修復等を行うこと。

ク 廃棄物

受注者は、機材梱包用に使用したダンボール等、不要なゴミは全て持ち帰ること。

(7) 作業環境

ア 作業場所

作業場所は、「6 機器等の設置場所」に示す設置場所内とする。

イ 作業時間

作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとし、時間外に作

業を実施する場合は、事前に本市へ申し出て了承を得ること。

ウ 設備及び備品

受注者は、本契約の履行に必要と認める範囲内において、本市の設備及び備品を使用する場合は、事前に本市へ申し出て了承を得たうえ、細心の注意を払って使用すること。

8 調達機器等の仕様

(1) 調達機器一覧

調達する機器等は、以下のとおりとする。受注者は、納入する機器の名称、型番、数量を記した「納入機器等一覧表」及び「ラックマウント構成図」を作成し、平成29年3月28日までに本市に提出すること。なお、納入する機器の変更（メーカーの機種変更や仕様変更等のためその機器を納入することが不可能な場合）やその他の問題が発生した場合は、遅滞なく本市へ報告し、協議すること。

表 8-1 調達機器一覧

項番	機器名	数量
1	生体情報認証装置	1,800 台
2	生体情報認証クライアントライセンス	1,800 台分
3	生体情報認証管理サーバー等のハードウェア	一式
4	生体情報認証システムの稼動に必要なソフトウェア	一式

(2) 生体情報認証システム基本要件

ア 利用範囲

- ・本システムは24時間365日稼働するものとする。
- ・本システムによる認証は、各業務システム（新潟市基幹系ポータル、国民健康保険事務支援システム、介護保険システム、ホスト接続、証明発行システム、戸籍システム、国民健康保険収納支援システム、後期高齢者医療収納支援システム、介護保険料収納支援システム等）を起動した際に、各業務システムのログイン画面が表示される前に行うものとする。また、今後、新たに追加されるシステムについても同様とする。

イ 生体情報認証装置

- ・既設端末のUSBインターフェース（USB2.0 準拠）にて外付け接続可能であり、接続可能な端末は、特定のベンダー、製品に依存しないこと。
- ・USBバスパワーにて動作可能なこと。
- ・省スペース化に配慮した設計で外形寸法が、幅60mm、奥行90mm、高さ50mm以下であり、質量が80g以下であること。（USBケーブル含まず）
- ・Windows 7 SP1、Windows 8.1、Windows 10に対応していること。

- ・生体情報認証装置本体に生体情報を保持しないこと。

ウ 生体情報認証方式

- ・静脈認証方式とする。(体表情報を用いるものは、対象外とする)
- ・感染症対策などの衛生面に考慮し、生体認証装置及びセンサー部は完全非接触にて情報を認証できること。

エ システム展開端末

- ・稼働中の基幹系端末を対象とする。
(内訳) 別紙「生体認証装置接続端末一覧」
- ・オペレーティングシステム(以下、「OS」という。)はWindows 7 SP1、Windows 8.1、Windows 10 を搭載の端末に展開できること。

(3) 生体情報認証システムソフトウェア詳細要件

- ・生体認証をサーバー上で一元管理するために必要なソフトウェアを準備すること。認証方式は端末ごとに変更できること。
- ・生体情報は、通信経路上、データベース上ともに暗号化して取り扱うことが可能であること。
- ・認証結果のログが生体認証情報管理サーバーで一元的に取得可能であること。認証結果のログは、いつ、誰が、どのクライアントによるものであるか、事実特定が可能であること。

(4) 生体情報認証システム機能要件

ア 生体情報の登録

- ・事故や疾病、怪我等により認証に用いる部位の損失等に対する代替手段を考慮し、1ユーザーにつき異なる2箇所以上の生体情報を登録できること。(1:1認証)
- ・アカウント、利用者情報等の一括登録の機能を有し、効率的な登録が可能であること。

イ 認証精度

- ・本人拒否率 (FFR) : 0.01%以下のとき、他人受入率 (FAR) : 0.001%以下を満たすこと。(認証精度が記載されているカタログをエビデンスとして提出すること)
- ・肌表面の状態(乾燥、肌荒れ、水分付着など)にほぼ影響されずに生体情報認証が行えること。
- ・成長等による認証に用いる部位の変化に影響を受けないこと。
- ・万人不同性が証明されており、一卵性の双子の場合でも認証可能であること。
- ・生体情報認証装置本体を接続している端末にて認証の判別結果を判別できること。

ウ ユーザー情報登録

- ・本システムの本稼働開始時や人事異動の際の大規模な新規登録および情報変更に対応するために、生体情報以外のユーザー情報については、新潟市が提供す

る csv ファイルを用いた一括処理が可能なこと。

- ・ 臨時職員の登録など、数名規模の都度登録に対応するために個別の登録もできること。

エ ユーザー情報の管理

- ・ 生体情報を含むユーザー情報は生体認証情報管理サーバーに一括管理をすること。
- ・ 安定運用や将来的な保守性の観点から、本市の既存システムにソフトウェアのインストール等一切手を加えることなく認証システムを導入可能なこと。
- ・ ユーザー情報は、生体認証情報管理サーバー障害時に運用が行えるよう生体認証情報管理サーバー内で冗長化された内蔵ハードディスクに格納すること。また、外部媒体による定期的なバックアップが可能なこと。

カ ログ

- ・ いつ、誰が、どのアカウントでログインしたかのログが出力できること。
- ・ 管理操作（ユーザー情報の操作等）についてもログの出力ができること。

キ 非常時の認証

- ・ 緊急時における対応のため、生体情報認証を回避するログイン方法を有すること。
- ・ 各所属におくユーザー登録用端末とは別に、認証に関する情報を設定可能な機能を有すること。
- ・ 生体認証情報管理サーバーやネットワークの障害などにより、生体認証装置接続端末から生体認証情報管理サーバーへの接続ができなくなった際においても、同一端末において本システムが最後に認証したユーザーの認証は継続できること。また、認証の継続が可能な日数を設定できること。

(5) 生体情報認証管理サーバー等のハードウェア機器要件

ア 生体認証情報管理サーバー

下記を満たすもの、もしくは同等機能を有するアプライアンスサーバーがあればそれも可とする。生体認証情報管理サーバーについては、障害時を考慮し、フェイルオーバー可能な構成とすること。

また、生体認証情報管理サーバーに異常が発生した場合、管理者に通知する手段を有すること。

表 8-2 生体情報認証管理サーバー基本条件

	項目	内容
1	内蔵 HDD	RAID 1 構成とする
2	生体認証情報管理サーバー筐体数	フェイルオーバー可能な 2 筐体以上の構成とする
3	その他	上記以外に本システムの稼動および運用に必要なソフトウェアを含めること

イ システムラック搭載条件

生体認証情報管理サーバーは、本市が利用するデータセンターに設置している以下の「表 8-3 システムラック基本条件」に記載のシステムラックに登載できること。また、搭載するラックの本数は 1 本以内に搭載できる構成であること。

表 8-3 システムラック基本条件

メーカー名・型番	外形寸法			パネル取付 有効スペース
	単位：mm			
日東工業株式会社	W	H	D	EIA（タテ）
FSS100-722EK	700	2,200	1,017	46U

(6) その他の要件

- ・当該ハードウェアならびにソフトウェア納入後、納入期限日までの保守については無償で行うこととし、納入期限日前に障害が発生したときは、障害の復旧および障害報告の対応を行い、その履歴管理を行うこと。なお、平成 29 年 4 月 1 日以降の機器保守、運用保守については、本契約受注者と保守委託契約を別途、随意契約にて締結するものとする。
- ・機器保守、運用保守契約締結後を見据え、迅速な障害対応を可能とするため、新潟市内に保守サポート（ハードウェア・ソフトウェア障害対応を含む）拠点を置き、障害が発生し、正常な状態で稼動しなくなった旨の連絡を受けたときは、90 分以内に修理に着手し、正常な状態に回復させること。
- ・障害などで生体認証情報管理サーバーが起動しなくなった時、生体認証情報管理サーバーを構成する個々のプログラムをインストールすることなく環境の復元を可能とすること。
- ・他の官公庁において、使用端末 1,000 台以上、利用者 1,000 人以上規模の生体情報認証システムの納入実績があること。
- ・本契約で導入する機器等は、グリーン購入法に適合していること。ただし、製品を指定している場合及びグリーン購入法対象外のものを除く。

(7) 調達機器仕様の補足事項

- ア 本体、その他すべての付属品は、中古品であってはならない。
- イ 本体、その他全ての付属品は、本市が指定する場所に納入すること。
- ウ 本体、その他全ての付属品の設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品など）については本仕様書の記載の有無に係らず、全て提供すること。
- エ 導入に際して、梱包材、本市が不要と判断する付属品、マニュアル等を撤去すること。
- オ 前述の生体認証情報管理サーバー、OS との接続確認がなされており、動作保証されていること。

カ ソフトウェアは生体認証情報管理サーバー台数に必要な数量を納入するものとし、CPU ライセンスなどもあわせて納入するものとする。ただし、数量の指定のあるものは指定された数量を納入するものとする。

キ ソフトウェアの種類ごとに、インストール媒体とマニュアルを最低 1 セット用意すること。なお、言語は日本語版を用意すること。

ク 各機器について、定期点検等で機器を停止する際の手順、障害時に機器を停止する際の手順、ログ採取の手順等本システムの運用に必要となる操作手順等を示した「運用手順書」を作成し、本市に納入すること。

コ 一般的な Windows サーバーや Linux サーバーをサーバー OS と採用する場合は、本市が提供するウイルス対策ソフトをインストールすること。ただし、アプライアンス機についてはその限りではない。

9 契約金額の支払

機器等の購入費用（ハードウェア及び関連ソフトウェア、基幹系端末へ接続する認証装置、ならびに各種設定作業等を含む）は、平成 29 年 3 月末の履行検査後に支払い手続きを開始する。

10 調達する機器等以外の納品物

(1) 調達する機器本体、付属品等以外の納品物

機器本体、付属品等以外に「表 10-1 機器本体、付属品等以外の納品物一覧」に示す納品物を納入すること。

納品物は、MS-Office 製品を用いて、もしくは PDF 形式で作成のうえ、CD-R などに格納したものと紙面に印刷したものの 1 部を 1 セットにして納入すること。なお、詳細は本市と協議のうえ、提出する納品物の種類内容・内容・納入期日等を決定すること。また、乙及び本市で協議のうえ、別の納品物を作成することに合意が得られた場合は、納品物の名称及び内容、納期などを決定して作成すること。

表 10-1 機器本体、付属品等以外の納品物一覧

No.	区分	諸元	備考
1	作業計画書	「7 作業要件(1)」に示す、作業内容やスケジュールを示した文書。	契約締結後 10 以内
2	動作確認仕様書 兼成績書	「7 作業要件(3)」に示す、本システム構築作業完了後に行うシステム動作確認についてその仕様や動作確認した結果をまとめた文書。	平成 29 年 3 月 28 日
3	操作マニュアル	「7 作業要件(5)」に示す、ユーザーの登録・修	平成 29 年 3 月 38

		正・削除作業を容易に実施できるよう操作方法等手順をまとめた説明文書。	日
4	納入機器等一覧表	「8 調達機器等の仕様」に示す、納入機器の名称、型番、数量を、一覧表形式で記述した文書。	平成 29 年 3 月 28 日
5	ラックマウント構成図	「8 調達機器等の仕様」に示す、本市に納入する機器を、本市が用意するシステムラックに搭載したときの構成、電源、消費電力、重量等を示した図。	平成 29 年 3 月 28 日
6	運用手順書	「8(7) 調達機器仕様の補足事項」に示す、各納入機器について、起動や停止、ログ採取など本システムの運用に必要なとなる操作手順等を示した手順書。	平成 29 年 3 月 28 日

(2) 検査方法

契約書に定める「物品供給契約条項」記載のとおり。

(3) かし担保責任

契約書に定める「物品供給契約条項」記載のとおり。

1 1 機密保護

本契約内で得た情報に関しては、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用・開示してはならない。

1 2 その他特記事項

(1) 疑義の解釈

本業務について疑義を生じた場合は、速やかに本市と乙の協議を行い、業務を実施すること。

(2) 業務評価の特記仕様

本業務の履行完了など、契約終了後に乙の業務内容について、本市は下記の基準により評価を行い記録の保存を行うものとする。なお、乙は評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。また、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ないものとする。

評価ランク	評価基準
A	納品物の品質、納入などで仕様を超える成果があった。
B	通常の指示により仕様どおりの成果を得た。
C	仕様書のほかに口頭の指示などにより仕様どおりの成果を得た。
D	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を得た。

E	仕様を達成できなかった（契約解除等）。
---	---------------------

(3) 法令などの遵守

本業務の履行にあたっては、関係法令及び本市の条例、規則、要綱などを十分理解すること。なお、本市で定める文書管理規程など、本システムで関連する規程類は、本市のホームページ（<http://www.city.niigata.lg.jp/>）の例規集及び要綱集に掲載のとおりである。

「生体認証装置接続端末一覧」

部署名	台数
【市民生活部】/市民生活課/パスポートセンター	8
【危機管理防災局】/危機対策課	1
【文化スポーツ部】/文化政策課	1
【環境部】/廃棄物対策課	2
【福祉部】/福祉総務課/こども未来課/児童相談所/保育課/障がい福祉課/高齢者支援課/地域包括ケア推進課/介護保険課/保険年金課	138
【保健衛生部】/保険衛生総務課/地域医療推進課/こころの健康センター/保健所・保健管理課/保健所・健康増進課/保健所・食の安全推進課/保健所・食の安全推進課・南食品環境センター/保健所・環境衛生課/保健所/環境衛生課/動物愛護センター	107
【建築部】/住環境政策課	2
【下水道部】/西部地域下水道事務所/東部地域下水道事務所	2
【総務部】/IT推進課/IT推進課・IT研修室	38
【財務部】/用地対策課/税制課/資産評価課/債権管理課/市税事務所・市民税課/市税事務所・市民税課・北税務センター/市税事務所・市民税課・東税務センター/市税事務所・市民税課・江南税務センター/市税事務所・市民税課・秋葉税務センター/市税事務所・市民税課・南税務センター/市税事務所・市民税課・西税務センター/市税事務所・市民税課・西蒲税務センター/市税事務所・資産税課/市税事務所・資産税課・資産税第1分室/市税事務所・資産税課・資産税第2分室/市税事務所・納税課	298
【選挙管理委員会】/事務局	2
【教育委員会】/事務局・教育総務課・北区教育支援センター/事務局・教育総務課・東区教育支援センター/事務局・教育総務課・中央区教育支援センター/事務局・教育総務課・江南区教育支援センター/事務局・教育総務課・秋葉区教育支援センター/事務局・教育総務課・南区教育支援センター/事務局・教育総務課・西区教育支援センター/事務局・教育総務課・西蒲区教育支援センター/事務局・学務課/事務局・学校支援課	17
【北区役所】/区民生活課/健康福祉課/健康福祉課/北地域保健福祉センター/総務課/北出張所/濁川連絡所/南浜連絡所	106
【東区役所】/区民生活課/山の行政サービスコーナー/大形連絡所/健康福祉課/石山地域保健福祉センター/石山出張所/総務課/保護課	192
【中央区役所】/区民生活課/入船連絡所/健康福祉課/中央地域保健福祉センター/東地域保健福祉センター/南地域保健福祉センター/総務課/東出張所/南出張所/保護課	278
【江南区役所】/区民生活課/曾野木連絡所/大江山連絡所/両川連絡所/健康福祉課/横越出張所/総務課	99
【秋葉区役所】/区民生活課/新津行政サービスコーナー/健康福祉課/小須戸出張所/総務課	100
【南区役所】/区民生活課/健康福祉課/月潟出張所/味方出張所/総務課	90
【西区役所】/区民生活課/健康福祉課/黒埼地域保健福祉センター/西地域保健福祉センター/黒埼出張所/西出張所/赤塚連絡所/中野小屋連絡所/総務課/保護課	184
【西蒲区役所】/区民生活課/潟東出張所/岩室出張所/西川出張所/中之口出張所/健康福祉課/潟東地域保健福祉センター/巻地域保健福祉センター/岩室地域保健福祉センター/西川地域保健福祉センター/中之口地域保健福祉センター/総務課	135

合計 1,800

●入札書作成にあたっての注意事項

- ①入札(見積)書【別記様式第1号 入札用(物品・委託)】を使用してください。
- ②「履行場所」「品名」「品質・規格」「数量」欄は、下記のように記入してください。
- ③「金額」欄は、金額(税抜)を記入し、さらにその金額(税抜)の合計が入札金額と一致するようにしてください。

記入例

別記様式第1号
入札用(物品・委託)

入札(見積)書 ①

新潟市長様

平成 年 月 日

住所

氏名

受任者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札(見積)条件を承認のうえ入札(見積)いたします。

金 額	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 円 ③			
履 行 場 所	総務部IT推進課 ②			
品 名	品 質 ・ 規 格	数 量	単 価	金 額
新潟市基幹系端末生体 情報認証システム機器等 一式	仕様書のとおり ②	一式		○○○,○○○ ③

(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。